

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

|             |   |  |   |
|-------------|---|--|---|
| No          | 20  | 府省庁名   | 厚生労働省   |
| 対象税目        | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）   |  |   |
| 要望項目名       | 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長  |  |   |
| 要望内容（概要）    | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>医療法第30条の4第1項に規定する医療計画に定められた同条第2項第2号に掲げる医療連携体制に従って周産期医療を提供する同法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（病院・診療所・助産所）の開設者が取得する周産期医療を提供するための施設であって、分娩室、陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設の用に供する不動産。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>医療計画に定められた周産期医療の連携体制を担う医療機関（病院・診療所・助産所）の開設者が、当該周産期医療のための施設であって助産の用に供する不動産を取得した場合における不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を二年間延長する。</p> |  |   |
| 関係条文        | <p>地方税法附則第11条29項</p> <p>地方税法施行令附則第7条30項</p> <p>地方税法施行規則附則第3条の2の23</p>   |  |   |
| 要望理由        | <p>周産期医療は、少子化対策の観点からもその体制整備が急がれており、国民が安心して出産に臨める医療環境の実現に向けて、効果的な施策の実行が求められている。</p> <p>2008年6月の「安心と希望の医療確保ビジョン」や「経済財政改革の基本方針2009」に基づき、2011年までに実施すべき重要事項として地域間、診療科間の医師の偏在のための効果的な方策実施をはじめ、産科医療の確保のために取組みを進めることが示されている。</p> <p>産科を取り巻く厳しい状況を踏まえ、産科医療の確保を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを行うため、引き続き、産科医療を行う医療機関が産科医療の用に供するための不動産について、不動産取得税の特例措置を行い、産科医療を行う医療機関の整備を図る必要がある。</p>        |  |   |
| 減収見込額       | (初年度)   | - (93)   | (平年度) - (93) (単位: 百万円)  |
| 地方税以外の措置    | 既存  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資、補助金その他</li> <li>・ 周産期医療施設整備事業（医療提供体制施設整備交付金 21年度予算額 9,860百万円の内数）</li> <li>・ 産科医療機関施設整備事業（医療施設等施設整備費補助金 21年度予算額 1,424百万円）</li> <li>・ 地域医療再生臨時特例交付金（21年度補正予算額 3,100億円）</li> </ul> |
|             | 22年度の望  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資、補助金その他</li> </ul>   |
| 過去の要望経緯     | 平成20年創設   |  |   |
| 本要望に対応する縮減案 | —   |  |   |